

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道沿岸漁業改善資金規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	87
告 示	
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出..... (地域産業課)	87
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	88
○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出..... (地域産業課)	89
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	90
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	90
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	90
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	90
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	90
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	91
公 表	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	91
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	91
道収用委員会告示	
○公示による通知.....	91
道公安委員会告示	
○警備業法の規定に基づく講習の実施.....	92
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	92
道警察本部公告	
○公募型プロポーザルの実施.....	93
公布された規則のあらまし	
北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第71号)	
1 趣旨及び内容	

水産業協同組合法の改正に伴い規定の整備を行うとともに、様式における漁船の推進機関の馬力数に用いる単位を変更することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則
北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年6月10日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第71号 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年北海道規則第71号)の一部を次のように改正する。 第15条第1項中「第11条第1項第1号」を「第11条第1項第3号」に改める。 別記第2号様式その9からその12までの規定中「ps」を「kW」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。
告 示
北海道告示第1069号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月10日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。 平成15年6月10日 北海道知事 高 橋 はるみ

創る!! 道民も観光客も共に楽しめる北海道。

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
千歳駅前ターミナルビル
千歳市千代田町7丁目1385-10ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
北海道空港株式会社 代表取締役社長 岡 眞則
千歳市美々987番地22
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
北海道空港株式会社 代表取締役社長 岡 眞則
千歳市美々987番地22
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,250㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数 485台
イ 駐輪場の収容台数 72台
ウ 荷さばき施設の面積 154㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量 33m³
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
1階 24時間
2階から5階まで 開店時刻 午前6時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所（入口1箇所、出口1箇所、出入口2箇所）
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年5月30日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課

- (2) 縦覧期間

平成15年6月10日（火）から10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

- (4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については千歳市へ問い合わせること。

北海道告示第1070号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月10日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
旭町ショッピングセンター
旭川市旭町1条7丁目2631番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）旭町ショッピングセンター
（変更後）旭町ショッピングセンター
- (4) 変更の年月日
平成15年5月27日
- (5) 変更する理由
正式名称が確定したため

2 届出年月日

平成15年 5 月27日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成15年 6 月10日（火）から10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで 北海道告示第1071号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。 なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月10日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。 平成15年 6 月10日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 届出事項の概要 ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 旭町ショッピングセンター 旭川市旭町 1 条 7 丁目2631番ほか イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地 ウ 変更しようとする事項 廃棄物等の保管施設の位置 （変更前）届出書添付図面「資料 1」に表示 （変更後）届出書添付図面「資料 2」に表示 エ 変更する年月日 平成15年 8 月14日 オ 変更する理由 バックヤード内の施設の一部移動に伴う変更 (2) 届出年月日	平成15年 5 月27日 (3) 届出書等の縦覧 ア 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課 イ 縦覧期間 平成15年 6 月10日（火）から10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） ウ 縦覧時間 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで 2(1) 届出事項の概要 ア 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームック士別店・マックスバリュ士別店 士別市大通東19丁目465番地 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番41号 マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二 札幌市中央区北 8 条西21丁目 1 番10号 ウ 変更しようとする事項 (ア) 荷さばき施設の位置 （変更前）届出書添付図面「図 1 . 2 . 3」に表示 （変更後）届出書添付図面「図 2 . 4 . 5」に表示 (イ) 廃棄物等の保管施設の位置 （変更前）届出書添付図面「図 1 . 2 . 3」に表示 （変更後）届出書添付図面「図 2 . 4 . 5」に表示 エ 変更する年月日 平成15年 7 月25日 オ 変更する理由 平成14年11月26日に大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づいて届出した未定小売業者が出店しなくなったことにより、マックスバリュ棟の建物施設を変更したため (2) 届出年月日 平成15年 5 月29日
--	---

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成15年6月10日（火）から10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（成美地区水田農業振興緊急整備（暗きよ、農地保全））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年6月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1073号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年6月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
今 金 南	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きよ）	北海道檜山支庁
北 落 合	農地保全整備（暗きよ、整地）	北海道上川支庁
ポン仁達内	農免農道整備	北海道宗谷支庁
美 帯	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、暗きよ、土層改良）	北海道十勝支庁
中 足 寄	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ）	同
東 勇 足	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良）	同

北海道告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改

良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体	地 区 名	事業の種類	完了年月日
森 町	白 川	災害復旧（農業用施設）	平成14. 7. 8
同	富士見第1	同	同
知 内 町	湯 の 里	同	同 15. 3.20

北海道告示第1075号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事業の種類	完了年月日
湯 出 川	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理）	平成15. 3.20
同	同（農業用排水）	同
澄 川 第 1	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同 14.12.16
富 野	農免農道整備	同 15. 2.20

北海道告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年6月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 三石郡三石町字本町256・257・267の2・548・564の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、254
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び三石町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1077号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成15年6月10日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定 勇払郡厚真町字高丘1、3 保安林の所在場所 2 保安林として指定され 水源のかん養 た目的 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）	余 市 町 中 川 賢二郎 同	
	道教育庁石狩教育局告示	
	北海道教育庁石狩教育局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年6月10日 北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 一式 252台（普通科×6校） (2) 同 42台（職業科×1校） 2 落札を決定した日 平成15年5月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 (2)ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 4 落札金額（1月当たりの単価） (1) 788,760円 (2) 163,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁石狩教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
	道 収 用 委 員 会 告 示	
	北海道収用委員会告示第4号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。	

なお、当該書類を受領しないときは、平成15年7月1日をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成15年6月10日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1 書類の名称

審理の開始通知書（平成15年5月28日付北収第6 - 7号北海道収用委員会会長通知）

- 2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに使用しようとする土地の所在・地番
- | | | | | |
|------------------|---|----|----|------------------|
| 住 | 所 | 氏 | 名 | 収用しようとする土地の所在・地番 |
| 不 | 明 | 山崎 | 芳枝 | 北海道函館市昭和3丁目297 |
| 最後の住所 | | | | |
| 神奈川県横須賀市三春町4丁目28 | | | | |

4 受講受付の日時及び場所

受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

5 受講手数料等

受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万8,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

6 携行品

筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

7 講習業務の委託

本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

道 警 察 本 部 告 示

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第58号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の6第2項に規定する機械警備業務管理者に係る平成15年度の講習を次のとおり実施する。

平成15年6月10日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1 実施期日、場所等

(1) 実施期日、場所、定員等

ア 講習の種類別	機械警備業務管理者講習
イ 講習の実施期間	平成15年7月15日（火）から18日（金）までの4日間
ウ 実施の場所	札幌市北区北7条西1丁目2番地6 NSSニューステージ札幌

エ 定員	90人
オ 受講申込み受付期間	平成15年6月16日（月）から20日（金）までの5日間

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時までとする。
講習の最終日に講習修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 受講申込み要領

- (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に、受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）2通を提出すること。

- (2) 受講申込み人員が受講定員（90人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

北海道警察本部告示第74号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年6月10日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 随意契約に係る物品等の名称

5型カード基体	400枚×3入	1箱当たりの単価
5型高速型用リボン	2,000枚×1入×7種	同
5型プリンタヘッド		1個当たりの単価
吸気フィルター大		同
吸気フィルター小		同
ゴミ取りローラー		同
搬送ローラー		同
ヒートローラー上		同
ヒートローラー下		同
DUブッシュ付ブラケットハウジング		1組当たりの単価
ハロゲンランプ		1個当たりの単価
温度センサー		同
複写用真空パッド	5個組	1組当たりの単価

(2) 数量（調達予定数量）

5型カード基体	400枚×3入	385箱
5型高速型用リボン	2,000枚×1入×7種	231箱
5型プリンタヘッド		56個
吸気フィルター大		48個

吸気フィルター小 48個 ゴミ取りローラー 24個 搬送ローラー 24個 ヒートローラー上 24個 ヒートローラー下 24個 DUブッシュ付ブラケットハウジング 24組 ハロゲンランプ 24個 温度センサー 24個 複写用真空パッド 5 個組 24組	(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道警察本部公告 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成15年6月10日 北海道警察本部長 上原 美都男 1 業務概要 (1) 業務名 違法銃器根絶に関するスポット広報制作・放送業務 (2) 業務内容 違法銃器根絶に関するテレビ及びラジオによるスポット広報の企画、制作及び放送までの業務を委託する。 (3) 履行期限 平成15年9月5日 2 参加資格及び選考基準 (1) 企画提案書の提出者に要求される資格 次のいずれにも該当すること。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 過去3年間（平成12年度から平成14年度まで）に官公庁とテレビ番組又はラジオ番組（企画番組、スポット広報等）の制作・放送業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。 ウ 業務を円滑に行うため、道内に営業拠点を有していること。 エ 業務の確実な実施のため、責任者のほか担当者2名以上の業務処理体制が確保されていること。 (2) 選定基準 ア 業務処理体制 本業務を実施するための体制等 イ 企画提案の内容 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部生活安全部銃器薬物対策課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 3266 (2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成15年6月16日（月）から23日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）	

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年6月26日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は送付によること。いずれの場合も提出方法を事前に電話で連絡すること。

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 平成15年7月10日（木）午前11時

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。
必要によりプレゼンテーションを行う。

4 その他

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(3) その他

詳細は、プロポーザル説明書によること。

正 誤

○平成15年4月30日（第1462号）

北海道告示第786号（知事権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
284	左	20行目及び26行目
誤	本輪西	
正	本輪西町	

○平成15年5月20日（第1468号）

北海道告示第907号（生活保護法による医療機関の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
122	左	13行目
誤	摩周厚生医院	
正	摩周厚生病院	